

## 合併公告

平成 25 年 2 月 18 日

株主及び債権者 各位

東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号  
東京エレクトロン株式会社  
代表取締役 竹中 博司

当社（以下、「甲」）は、合併により東京エレクトロン技術研究所株式会社（住所：宮城県仙台市泉区大沢三丁目 2 番地の 1 以下、「乙」）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、この合併の効力発生日は平成 25 年 4 月 1 日であり、甲は会社法第 796 条第 3 項、乙は会社法第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
4. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 平成 24 年 6 月 25 日  
掲載頁 159 頁 (号外第 137 号)

以上